



人とまち「きずな」でつなぐ 元気な平生

令和2(2020)年

広報

ひらお

10月号

No.1302



主な内容

- 2 小規模特認校制度を利用して
佐賀小学校で学びませんか！
- 3 令和4年度以降の
平生町成人式について
- 16 - 17 情報伝言板

夏休みが短縮され、いつもより早い2学期がスタートしました。平生町子ども会育成連絡協議会では、まだまだ暑い日が続くなか、運動会の練習をがんばる町内の小学校に冷たいデザート差し入れを行い、児童を応援しました。デザートを食べると「冷たい!」「おいしい!」と児童の笑顔がはじけました。
※平生中学校、平生幼稚園、佐賀保育園、ひらお保育園、つばさ保育園にも差し入れを行いました。(8月下旬~9月中旬)

小規模特認校、佐賀小学校で学びませんか！

平生町では、自然豊かな環境で特色ある教育活動を行っている佐賀小学校を小規模特認校に指定し、入学・転学生を募集しています。

小規模特認校制度とは

小規模校の良さを生かした教育活動を進めている小学校で学びたい、子どもを学ばせたいという希望者に対して、一定の条件のもとに通学区域外からの入学を認め、児童を受け入れる制度です。



目の行き届いた教育や地域の人たちとのふれあいの中で、生きる力や豊かな人間性を培うことが期待されます。

就学の条件

次のすべての条件を満たすことが必要です。

- ① 就学を希望する児童（就学前を含む）が町内に在住し、または就学の時期までに町内に転入する見込みがあること。
 - ② 保護者の負担（バス通学費の一部助成あり）および責任において、児童を通学させることが可能なこと。
 - ③ 保護者が小規模特認校の教育活動等に賛同し、協力できること。
 - ④ 原則小学校卒業まで在籍すること。
- 就学の時期
毎年4月1日
- 募集人数（令和3年度）
各学年6人程度
- 申請方法
転入学を希望する保護者は、小規模特認校転入学申請書（様式第1号）を佐賀小学校に提出してください。後日、お子さんと一緒にお話をさせていただきます。ご都合の良い機会を設定します。

なお、転学を希望するときには、現在、在籍している学校の校長にその旨を必ず申し出ていただきます。

申請期間

10月12日（月）～12月18日（金）
（土・日曜日、祝日を除く）

受入れの決定

令和3年2月中旬に、町教育委員会から保護者宛に結果を通知します。随時、相談を受け付けますので、お問い合わせください。

問合せ先

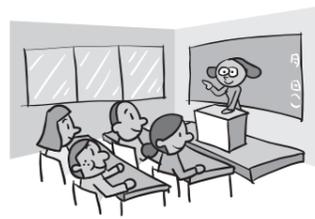
【学習内容・学校公開について】
佐賀小学校

☎（58）0024

手続き・説明会について

町教育委員会学校教育課

☎（56）6083



小規模特認校制度の紹介（申込不要）

佐賀小学校の様子をビデオ映像で紹介いたします。
【日時】10月22日（木）午後2時～3時
【場所】平生小学校
※同日、平生小学校で、来年度の新1年生を対象に就学時健康診断を行います。新1年生の保護者で、小規模特認校制度に興味のある人はお越しください。

オープンスクール（学校公開）

【日時】11月4日（木）、5日（金）
午前9時20分～11時20分（授業公開）
午前9時20分～10時5分
※見学や説明を希望する場合は、事前に佐賀小学校へご連絡ください。
※感染症防止対策のお願い
▽マスクの着用
▽受付で検温の実施
※オープンスクール2週間前に、次に該当する場合は参加を見合わせてください。
① 平熱を超える発熱がある
② 咳、のどの痛みなどの風邪症状がある
③ だるさ、息苦しさがある
④ 同居家族に発熱やせきなど体調不良の方がいるなど



採れた野菜でカレーパーティー



地域ボランティアの人に野菜作りを教わる

佐賀小学校の特色

小規模校だからこそできるきめ細かな指導
タブレット型パソコン等を活用する授業
地域に学ぶ、地域につながる体験学習
正しい食習慣を身につける「全校児童での給食」

令和4年度以降の平生町成人式について

圏町教育委員会 ☎（56）6083

成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月1日に施行されることに伴い、令和4年度以降の成人式を次のとおり開催する予定です。

【名称】

平生町二十歳のつどい

【対象年齢（変更なし）】

20歳（年度中に20歳を迎える人）

【実施時期（変更なし）】

成人の日の前日

【理由】

①18歳を対象とした場合、進学や就職の準備などで進路選択の時期であり、本人や家族にも大きな負担となり、参加できない人が増える可能性が高いため
②飲酒や喫煙などすべての年齢制限がなくなる区切りの年齢が20歳であることから、この時期に改めて成人としての自覚を促す機会とするため
③令和2年平生町成人式でアンケートを実施した結果、20歳のままでよいが8割以上で、開催時期についても成人の前日という意見が多かったため



県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度

中小企業勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るために、県・市町・労働金庫が協調して貸付を行います。

●貸付対象者（次のすべてに該当する人）

- ①県内に居住している人
- ②中小企業勤労者または県勤労福祉共済会加入勤労者
- ③次のいずれかに該当している人
 - A 同一事業所に1年以上勤務している人
 - B 離職時の事業所に1年以上勤務し、離職を余儀なくされた勤労者（雇用保険受給資格者で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、34の人に限り）で、離職後1年以内に再就職し、勤続1年未満の人
- ④町税などを完納している人
- ⑤返済能力のある人

●資金使途

大学教育資金、育児・介護休業資金、冠婚葬祭・療養資金、災害資金、生活向上資金

●貸付限度額 100～300万円

●償還期間 10年以内

●貸付利率 年1.64%（別に保証料が必要）

●申込先 中国労働金庫

※貸付にあたっては中国労働金庫の審査があります。

■問合せ先

中国労働金庫岩国支店 ☎0827-21-7335
県労働政策課 ☎083-933-3210
町役場産業課 ☎56-7117

県・市町離職者緊急対策資金貸付制度

会社の倒産や事業の不振などにより、離職を余儀なくされた人の生活資金などを貸し付けています。

●貸付対象者（次のすべてに該当する人）

- ①県内に居住している人
- ②離職時の事業所に1年以上勤務していた人
- ③離職を余儀なくされた勤労者（雇用保険受給資格者または雇用保険受給資格者であった人で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、34の人に限り）で、離職後1年以内の人
- ④借入申込時、現に離職しており、かつハローワークで求職活動を行っている人
- ⑤町税などを完納している人
- ⑥返済能力のある人

●資金使途 大学教育資金、住宅資金償還金、冠婚葬祭・療養資金、災害資金、一般生活資金

●貸付限度額 70～150万円

●償還期間 6～10年以内

●貸付利率 年1.0%（別に保証料が必要）

●保証人等 連帯保証人1人（申込人と別生計の人）と（一社）日本労働者信用基金協会の債務保証を受けることが必要です。

●申込先 中国労働金庫

※貸付にあたっては中国労働金庫の審査があります。

■問合せ先

中国労働金庫岩国支店 ☎0827-21-7335
県労働政策課 ☎083-933-3210
町役場産業課 ☎56-7117

◆一般行政職の級別職員数の状況 (令和2年4月1日現在)

| 級区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|-----|-----------|-----|--------|
| 7級 | 課長・主幹 | 1人 | 1.1% |
| 6級 | 課長・主幹 | 11人 | 12.1% |
| 5級 | 課長補佐 | 9人 | 9.9% |
| 4級 | 主査 | 21人 | 23.1% |
| 3級 | 主任主事・主任技師 | 30人 | 32.9% |
| 2級 | 主事・技師 | 12人 | 13.2% |
| 1級 | 主事補・技手 | 7人 | 7.7% |
| | 計 | 91人 | 100.0% |

※一般行政職：地方公務員給与実態調査により決められた区分による（再任用職員を除く）

※級区分：平生町の給与条列に基づく給料表の級区分

※標準的な職務内容：それぞれの級に該当する代表的な職務

◆職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当 (2019年度)

| | | 平生町 | 国 |
|-----------------------------------|----------------------------------|---------|--------|
| 1人当たり平均支給額 | | 1,568千円 | － |
| 支給割合：期末手当／勤勉手当 ()内は再任用職員の支給割合 | 2.60月分/1.90月分 (1.45月分/0.90月分) | 左記に同じ | |
| 加算措置の状況 | 役職加算 | 5～15% | 5～20% |
| | 管理職加算 | なし | 10～25% |

②退職手当 (令和2年4月1日現在)

| | | 平生町 | | 国 |
|-------------|-------|-----------|-------------|--------|
| | | 自己都合 | 勲奨・定年 | |
| 支給率 | 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 左記に同じ |
| | 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.270750月分 | |
| | 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.7090月分 | |
| | 最高限度額 | 47.7090月分 | 47.7090月分 | |
| 定年前早期退職特例措置 | | 2%～20% | | 2%～45% |
| 1人当たり平均支給額 | | 5,895千円 | 22,887千円 | － |

※1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額

③特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

| | |
|--------------------------|--------|
| 手当の種類 (手当数) | 7 |
| 職員全体に占める手当支給対象職員の割合 | 6.0% |
| 支給実績 (2019年度決算) | 20千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 (2019年度決算) | 6,667円 |

④時間外勤務手当

| | 平成30年度決算 | 2019年度決算 |
|---------------|----------|----------|
| 支給実績 | 18,925千円 | 18,674千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 | 212,635円 | 236,375円 |

⑤その他の手当 (令和2年4月1日現在)

| 種別・要件等 | | 平生町 | 国 | 支給実績 (一人当たり平均支給額) |
|----------------|---|---|--|------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者 | 6,500円 | 左記に同じ | 13,164千円 (239,349円) |
| | 子 | 10,000円 | | |
| | 父母等 | 6,500円 | | |
| | 特定期間の加算 | 5,000円 | | |
| 住居手当 | [家賃23,000円以下] 家賃－12,000円 | | [家賃27,000円以下] 家賃－16,000円 | 7,802千円 (269,025円) |
| | [家賃23,000円超55,000円未満] (家賃－23,000円)÷2+11,000円 | | [家賃27,000円超61,000円未満] (家賃－27,000円)÷2+11,000円 | |
| | [家賃55,000円以上] 27,000円 | | [家賃61,000円以上] 28,000円 | |
| 通勤手当 | 交通機関 | 運賃相当額 [最高月額55,000円] | 左記に同じ | 4,501千円 (72,589円) |
| | 交通用具 | 距離制 2km毎 [上限30km] 2,500円～23,500円 | 距離制 5km毎 [上限60km] 2,000円～31,600円 | |
| 管理職手当 | | 【課長・主幹】40,000円 【課長補佐】30,000円 【園長】22,000円 | 級・職区分に応じ 46,300円～139,300円 | 11,184千円 (414,222円) |
| 休日勤務手当 | 時間単価の135/100 | 左記に同じ | | 571千円 (12,984円) |
| 宿日直手当 | | 5,400円 | 4,400円 | 5千円 (5,400円) |
| 管理職員 特別勤務手当 | | 週休日等の勤務1回につき 4,000円～6,000円 (6時間超：150/100割増) | 週休日等の勤務1回につき 6,000円～10,000円 (6時間超：150/100割増) | 236千円 (19,667円) |

※支給実績 (1人当たり平均支給年額) は2019年度決算額

7. 職員の給与の状況

◆総括

①人件費の状況 (普通会計決算)

| 区分 | 2019年度 |
|----------------------------------|-------------|
| 住民基本台帳人口 (2019年度末) | 11,733人 |
| 歳出額 ^① | 4,978,883千円 |
| 実質収支 | 135,130千円 |
| 人件費 ^② | 978,783千円 |
| 人件費率 ^③ ／ ^④ | 19.7% |
| 平成30年度の 人件費率 (参考) | 20.3% |

※職員数^④は会計年度任用職員を除く。()内は再任用短時間勤務職員を外書きしている。

◆職員の平均給料月額、初任給等の状況 (令和2年4月1日現在)

①職員の平均給料月額、平均年齢の状況

| 区分 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 317,900円 | 43.2歳 |
| 技能労務職 | 285,700円 | 47.2歳 |

②職員の初任給の状況

| 区分 | 平生町 | 国 | |
|-------|----------|----------|-------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 182,200円 | 左記に同じ |
| | 高校卒 | 150,600円 | 左記に同じ |
| 技能労務職 | 121,600円 | － | |

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

| 区分 | 経験年数 | | | |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|
| | 10年以上～ 15年未満 | 15年以上～ 20年未満 | 20年以上～ 25年未満 | |
| 一般行政職 | 大学卒 | 264,400円 | 313,100円 | 350,400円 |
| | 高校卒 | 235,400円 | － | 303,700円 |
| 技能労務職 | － | － | － | |

②職員給与費の状況
(一般会計予算)

| 区分 | 令和2年度 | |
|--|-----------|-----------|
| 職員数 ^① | 106人 (4人) | |
| 給与費 | 給料 | 400,460千円 |
| | 職員手当 | 50,694千円 |
| | 期末・勤勉手当 | 160,939千円 |
| 合計 ^② | 612,093千円 | |
| 一人当たり 給与費 ^③ ／ ^④ | 5,774千円 | |

◆特別職の報酬等の状況
(令和2年4月1日現在)

| 区分 | 給料月額等 | |
|------|-----------------|---------------------------|
| 町長 | 740,000円 | |
| 副町長 | 604,000円 | |
| 教育長 | 551,000円 | |
| 議長 | 270,000円 | |
| 副議長 | 217,000円 | |
| 議員 | 199,000円 | |
| 期末手当 | 町長 | 3.40月分 加算措置あり |
| | 副町長 | |
| | 教育長 | |
| | 議長 副議長 議員 | |
| 退職手当 | 町長 | 給料月額×5.0/12 ×在職月数【任期毎】 |
| | 副町長 | 給料月額×3.0/12 ×在職月数【任期毎】 |
| | 教育長 | 給料月額×2.6/12 ×在職月数【任期毎】 |

平生町人事行政の運営などの状況をお知らせします

「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況についてお知らせします。

問町役場総務課 ☎56-7111

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◆一般職員の勤務時間 (令和2年4月1日現在)

| 1週間の勤務時間 | 1日の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|----------|---------|------|-------|-------------|
| 38時間45分 | 7時間45分 | 8:30 | 17:15 | 12:00～13:00 |

◆休暇制度について

| 種類 | 概要 |
|--------|---|
| 年次有給休暇 | 1年に20日を付与 [平均取得日数 (令和元年)：8.5日] |
| 病欠休暇 | 負傷や疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、90日の範囲内で取得可能 |
| 特別休暇 | 結婚、出産、忌引など、特別の事由により勤務しないことが相当である場合、休暇に応じた日数の範囲内で取得可能 |
| 介護休暇 | 介護を最低2週間以上必要とし、勤務しないことが相当であると認められる場合、6月の範囲内で取得可能 [取得者 (令和元年)：0人] |

◆育児休業等 (2019年度)

| 区分 | 概要 |
|---------|--|
| 育児休業 | 3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで取得可能 [取得者：女性2人、男性0人] |
| 部分休業 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間のうち2時間まで取得可能 [取得者：女性0人、男性0人] |
| 育児短時間勤務 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日および時間帯に勤務可能 [取得者：女性0人、男性0人] |

5. 職員の研修の状況

◆研修の状況 (2019年度)

| 種別 | 研修数 | 受講者数 | 実施団体 |
|-------|-----|------|---------------|
| 独自研修 | 3件 | 320人 | 平生町 |
| 階層別研修 | 12件 | 26人 | 山口県ひとづくり財団 |
| 特別研修 | 10件 | 14人 | 山口県ひとづくり財団 |
| 派遣研修 | 1件 | 3人 | 広島市職員研修 |
| | 1件 | 1人 | 日本経営協会 |
| | 1件 | 1人 | 自治大学校研修 |
| | 1件 | 1人 | 広島広域都市圏職員交流研修 |

6. 職員の福祉および利益の保護の状況

◆健康管理事業 (2019年度)

| 区分 | 受診者数 | 内容 |
|--------|------|-------|
| 定期健康診断 | 49人 | |
| 人間ドック | 60人 | 30歳以上 |

◆公務災害の認定状況 (2019年度)

| | | | |
|------|----|------|----|
| 公務災害 | 0件 | 通勤災害 | 1件 |
|------|----|------|----|

◆勤務条件に関する措置の要求の状況 (2019年度)

なし

◆不利益処分に関する不服申立ての状況 (2019年度)

なし

1. 職員の任免および職員数に関する状況

◆採用・退職等の状況 (2019年度)

| ①採用者数 | 区分 | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 | 計 |
|-------|----|-----|-----|-----|----|
| 一般行政職 | | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 |

②退職者数

| 区分 | 定年退職 | 勲奨退職 | 普通退職 | その他 | 計 |
|-------|------|------|------|-----|----|
| 一般行政職 | 1人 | 1人 | 3人 | 0人 | 5人 |
| 技能労務職 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 1人 | 1人 | 3人 | 0人 | 5人 |

※一般行政職：行政職給料表適用者

※技能労務職：技能労務職員給料表適用者

◆職員数の状況

①部門別職員数の状況および主な増減理由 (各年4月1日現在)

| 部門 | 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 |
|---------|------|-------|------|--------|
| | | 平成31年 | 令和2年 | |
| 一般行政 | 議会 | 1人 | 1人 | |
| | 総務 | 35人 | 38人 | +3人 |
| | 税務 | 9人 | 9人 | |
| | 民生 | 10人 | 10人 | |
| | 衛生 | 9人 | 8人 | -1人 |
| | 農林水産 | 10人 | 10人 | |
| | 商工 | 2人 | 2人 | |
| | 土木 | 11人 | 10人 | -1人 |
| | 小計 | 87人 | 88人 | +1人 |
| 特別行政 | 教育 | 16人 | 16人 | |
| | 小計 | 16人 | 16人 | |
| 公営企業等会計 | 下水道 | 3人 | 4人 | +1人 |
| | その他 | 8人 | 9人 | +1人 |
| | 小計 | 11人 | 13人 | +2人 |
| 合計 | | 114人 | 117人 | +3人 |

※職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員 (短時間勤務を除く)、休職者を含む。

②再任用職員の状況 (各年4月1日現在)

| 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 |
|-------|-------|------|--------|
| | 平成31年 | 令和2年 | |
| 常時勤務 | 2人 | 2人 | |
| 短時間勤務 | 4人 | 4人 | |

③職員数の推移 (各年4月1日現在)

| 区分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|
| 一般行政 | 89人 | 92人 | 89人 | 87人 | 88人 |
| 特別行政 | 24人 | 17人 | 17人 | 16人 | 16人 |
| 公営企業等会計 | 11人 | 11人 | 11人 | 11人 | 13人 |
| 合計 | 124人 | 120人 | 117人 | 114人 | 117人 |

2. 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分者 (2019年度)：3人 (休職) 懲戒処分者 (2019年度)：なし

3. 職員の服務の状況

◆職務上の義務

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。
▷法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ▷信用失墜行為の禁止 ▷秘密を守る義務 ▷職務に専念する義務 ▷政治的行為の制限 ▷争議行為等の禁止 ▷営利企業等の従事制限

◆職務に専念する義務の免除

次の場合、職務に専念する義務が免除されます。

▷研修を受ける場合 ▷厚生に関する計画の実施に参加する場合 ▷その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合

健康な毎日を過ごすため「減塩ライフ」をはじめませんか

食塩の摂りすぎは高血圧を引き起こし、脳血管疾患や心疾患、慢性的な腎臓の機能障がいなどの生活習慣病の要因となります。

●山口県民は塩を摂りすぎている？！

山口県民の1日の食塩摂取量は、厚生労働省が設定した目標値（下表）と比較しても高くなっています。

食塩は、体内の水分量の調整をするなど、体の機能を維持するためには大切なものです。しかし、摂りすぎると、体内の水分量が増して血圧が上昇し、心臓への負担が増え、腎臓の働きが低下するなど生活習慣病の要因となります。

| 成人の1日の食塩摂取目標量 | | 成人の山口県民の1日の食塩摂取量 | |
|----------------------|--------|------------------|------|
| 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 7.5g未満 | 6.5g未満 | 10.7g | 8.7g |
| (日本人の食事摂取基準[2020年版]) | | (平成28年国民健康・栄養調査) | |



●こんなあなたは要注意！

- 食塩量を気にしたことがない
- うどん、ラーメンなどの麺類の汁は残さず飲む
- とりあえず調味料をかける
- 食事に汁物は欠かせない
- 漬物や明太子など、塩辛いものを毎日食べる
- 外食や中食（惣菜等）、インスタントやレトルト食品を利用することが多い

●減塩のポイント

薄味の食事に慣れることが第一歩！

- ① 食塩量が少ない食品を選ぶ
- ② 酸味や香辛料、香りを利用
- ③ 低塩の調味料を利用 ※使いすぎには注意しましょう
- ④ 「かけて食べる」より「つけて食べる」※少量でも塩味を感じることができます
- ⑤ 漬物・汁物の量に注意
- ⑥ 外食や加工食品の摂りすぎに注意

(元気っちゃ！やまぐち減塩ライフ（山口県）より)

関平生町健康づくり推進協議会

(事務局：町役場健康保険課) ☎56-7141

11月9日(日)～15日(日)は 秋季全国火災予防運動

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災の発生を防止し、高齢者などの死者を減少させるとともに、財産の損失を防ぎましょう。

【令和2年度全国統一防火標語】

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

【住宅防火いのちを守る7つのポイント】

- ▶ 寝たばこは、絶対やめる。
- ▶ ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ▶ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ▶ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ▶ 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ▶ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ▶ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

関柳井地区広域消防組合 予防課 ☎23-7774

3つの
習慣

4つの
対策

【事業所で加入しませんか】 ハートピア共済

「ハートピア共済」は、県内の中小企業で働いている従業員のための共済制度です。

月々わずかな掛金で、交通事故、労働災害の事故、不慮の事故や病気などによる死亡・障がい・入院などの際に給付金が支給されます。

また、全国宿泊施設利用料、人間ドック・脳ドック受診料、国家資格試験等受験料に対する助成や協定している施設利用料金の割引などの福利厚生制度もあります。

●対象事業所

県内の労働組合が結成されていない中小企業など（従業員が常時300人以下）で、加入資格（契約発効日の前日に健康な人）を有する従業員の勤務する事業所

●掛金（1カ月1人分）

450～2,000円

●メリット

事業所が従業員のために掛金を負担した場合、税上の損金または必要経費として算入できます。

関町勤労福祉共済会（町役場産業課内）☎56-7117

窓口延長
サービス

町民福祉課の窓口は 毎月第2・第4金曜日 18:30 まで（年末年始、祝日を除く）
【交付できるもの】 住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書、マイナンバーカード（要予約）

女性の人権ホットライン 強化週間11月12日(木)～18日(水)

山口地方方法務局および山口県人権擁護委員連合会では、夫やパートナーからの暴力、職場等における各種ハラスメント、ストーカー行為など女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じる専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置しています。

一人で悩んでいませんか？

相談内容の秘密は守ります。どんな小さなことでも結構です。悩みをお聞かせください。

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

【電話】全国共通ダイヤル

0570-070-810

【日時】平日(日)～(金) 8:30～17:15

強化週間中は受付時間を拡大します

【日時】

11月12日(木)・13日(金)・16日(日)～18日(火) 8:30～19:00

11月14日(水)・15日(木) 10:00～17:00

関山口地方方法務局人権擁護課 ☎083-922-2295

10月19日(日)～25日(日)は 行政相談週間です

総務省では、行政相談制度を広く知っていただき、利用していただくため、「行政相談週間」を定めて各種行事を実施することとしています。

町においては、行政相談員が毎月第2月曜日（祝日のときは翌日）に設けている相談日に加え、次のとおり特設人権行政相談を開設します。国や県、町の仕事やサービス、各種制度の手続きについて、困りごとや苦情、ご意見がありましたら、ご相談ください。

特設人権行政相談

【日時】10月30日(日) 10:00～12:00、13:00～15:00

【場所】平生まち・むら地域交流センター

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

※アクリル板の設置等、感染症対策に努めています。

関町役場総務課 総務班 ☎56-7111



「総務省行政相談センター きくみ山口」でも相談を受け付けています。
☎(0570)090110

起業“チャレンジ”支援事業【申込期限を延長します】

町内の産業振興を図るため、新たにビジネスを開始する人に対して事業所開設等に係る資金の補助を行います。

●主な対象要件

補助金交付後、5年以上継続してビジネスを行う意思があり、次の要件を満たす人

- ① 本年度内に新しくビジネスを開始する人または開始し、1年を経過していない人
- ② 町内に事業所を設置予定または設置している人
- ③ 許認可等が必要なビジネスの場合、既に許認可を受けている人〔風俗業、興信所、集金・取立業、易断所、宗教・経済・政治団体等を除く〕
- ④ 起業者が個人の場合、本町の住民基本台帳に記載されていること
- ⑤ 起業者が法人の場合、町内を本店所在地として法人登記が行われていること
- ⑥ 次のいずれかを1カ月以上にわたり4回以上受けていること

1 平生町商工会、山口銀行平生支店、東山口信用金庫平生支店、日本政策金融公庫徳山支店において、起業に関する相談

2 柳井商工会議所の「やない創業塾」

●補助金の額

【金融機関からの借入金がある場合】 100万円

【金融機関からの借入金がない場合】 50万円

●補助対象経費

- ① 事業所拠点費（事業所の設備等に係る経費）
- ② 販売促進費（広告宣伝費、販路開拓費等）
- ③ 人件費（従業員の給与等〔事業主および家族専従者の給与、法人の場合における役員報酬は除く〕）
- ④ その他の経費（印刷製本費、原材料費、通信運搬費、消耗品費等〔食糧費等の個人消費的経費を除く〕）

●申込期限

12月25日(金)まで

※所定の様式に必要な書類を添えて申請してください。
手続に必要な書類など詳しい内容については、お問い合わせまたは町ホームページ（各種様式等ダウンロード可）をご覧ください。

●補助対象者の決定

町が設置した審査委員会で正式決定

※交付決定を受けた補助対象者は、来年度から5年間、事業の実施状況を報告する必要があります。

関町役場地域振興課 まちづくり推進班 ☎56-7120

高齢者のインフルエンザ予防接種【早めに接種しましょう】

高齢者インフルエンザ予防接種について、接種費用の一部を補助します。

予防接種を受けることで、インフルエンザの発病を一定程度予防することや、重症化を予防することに一定の効果があるとされています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があります。10月25日までは、高齢者が優先的に予防接種を受けられますので、早めに接種しましょう。

●対象者

平生町に住民登録があり、接種時に次のいずれかに該当する人

- ①65歳以上
- ②60～64歳で、次のいずれかに該当する人
- A** 心臓・腎臓・呼吸器の機能障がいや身体障害者手帳1級程度の障がいがある人
- B** ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活が不可能な程度の障がいがある人

●接種期限

令和3年2月28日回まで

●接種回数 1回

●接種費用（自己負担額） 1,490円

※生活保護世帯については、医療依頼証を持参することで、接種費用が免除されます。

●持参物

- ・身分証明書（健康保険証、運転免許証など）
- ・健康手帳または予防接種手帳
- ・身体障害者手帳1級の写しまたは医師の診断書（対象者②に該当する人）
- ・医療依頼証（生活保護世帯の人）

●接種医療機関

| 医療機関 | 電話番号 |
|---------------|---------|
| 向井医院 | 56-2106 |
| おきの内科糖尿病クリニック | 56-7733 |
| 光輝病院 | 58-1111 |
| 平生クリニックセンター | 56-2000 |
| みつおかクリニック | 58-5010 |
| さいとう整形外科 | 56-0707 |
| たけの子クリニック | 25-3341 |
| ふじわら医院平生診療所 | 25-3615 |

※町外の医療機関でも接種できますので、町保健センターまたはかかりつけの医療機関にご確認ください。

※ワクチンの準備等のため、事前に医療機関へ連絡し、予約をしてください。

〒町保健センター ☎56-7141

今 煌めき 繋がり 学び合う

本会は、町民文化の向上と振興を図ることを目的として、現在、町内10団体の会員で活動しております。毎年、秋に『平生町総合文化展（以下「文化展」）』を開催し、『生きる力を育む場』『学び合いの場』として、半世紀以上にわたる歴史を刻んで参りました。

しかしながら、少子高齢化や、生活様式の変化などさまざまな要因が相まって、会員数減少が喫緊の課題となっています。このような状況下ではありますが、昨年度は、2団体の新規加入があり、本会への大きな追い風となりました。また、今年度からは、新たに『個人会員』の入会ができるようになりました。

今後は、文化体験教室の開催やミニ文化展の開催など『次世代への伝統文化の継承』をめざす取組みを検討していきたいと考えております。

最後に、今年度の『文化展』は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町武

道館での開催は中止することいたしました。しかしながら、『新しい芸術文化活動様式』を模索する中で、『インターネット』や『広報ひらお』等、既存の各種媒体を通じて、作品をご鑑賞いただきたいと考えております。ぜひ、ご覧ください。平生町文化協会へのご入会についても、お気軽にお問合せください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

[会長] 吉浦 昭典
[事務局] 平生町教育委員会内 ☎56-6083



令和元年度第51回平生町総合文化展

No.286

生涯学習推進だより

平生町文化協会



平生町生涯学習推進
マスコット「マナビット」

一人ひとりが主役のまち“平生” 協働のまちづくり

〒町役場地域振興課 まちづくり推進班 ☎56-7120

こんにちは集落支援員です
～2年目を迎えて「感謝」～

佐賀地区集落支援員 中村 一幸

早いもので、佐賀地域交流センターに勤務して1年が経ちました。この1年間は、佐賀地区のみなさんから学び、コミュニティ協議会のみなさんから学び、まさに「学び」の1年でした。

今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため多くのイベントが中止になり、大変残念な思いでいっぱいです。この感染症が1日も早く終息し、地域のみなさんと活動できることを願うばかりです。

さて、わたしは佐賀地区集落支援員として、次のことについて取組みを進めていきたいと考えています。

1点目は、「そうじ」です。山口県で一番キレイな施設を目指し、センター職員のみなさんと一緒に頑張っています。みなさんに気持ちよく利用していただける佐賀地域交流センターになればと思っています。

2点目は、「佐賀地域交流センター前グラウンドを美しく整える」です。グラウンドには桜の木が8本あります。“来年はこの場所で花見ができるように”との思いで、桜の木周辺に菜の花を植える準備

をしています。多くのみなさんに桜と菜の花を楽しんでいただければと思っています。

3点目は、「新年恒例“どんど焼き”での焼き芋配布」です。毎年、“どんど焼き”の来場者に焼き芋を配っています。現在、グラウンド奥で3種類のさつまいもを育てています。来年の“どんど焼き”では、このさつまいもをおいしい石焼き芋にして提供したいと考えています。



△どんど焼き用のさつまいも畑

4点目は、多くのイベントが中止になっていますが、「石窯ピザづくり」の取組みです。石窯で焼いたピザを、さまざまなイベントで食していただき“イタリアーノひらお”を佐賀からも発信したいと考えています。

最後にお伝えしたいことがあります。佐賀地区のみなさんに愛され楽しく仕事をさせていただいています。「感謝」

地域おこし協力隊員 水田 量太の活動日記 『カリフローレ』編



現在、ひらお特産品センターの農産物部会の協力を得て、イタリア野菜栽培の普及に取り組んでいます。この取組みの一貫で、町内のみなさんに家庭でもイタリア野菜を栽培していただきたいとの思いから、前回のイタリアントマトの苗配布に続き、カリフローレ（スティックカリフラワー）の苗の植替え作業と配布を行いました。当日は天候にも恵まれ、参加されたみなさんと楽しく作業をすることができました。

なかには親子で参加された方もおられ、子どもの小さい手で慎重に苗を摘み、ポットに植替えていきました。作業を終えた子どもたちは、やり終えた達成感と満足感で、とてもいい表情をしていました。



わたしの地域おこし協力隊としての任期はあと4カ月を切りましたが、今回のイベントを通して、退職後も子どもたちが参加できる農作業体験を企画していきたいと考えています。

ロタウイルスワクチンの定期予防接種

10月1日から、ロタウイルスワクチンの予防接種が任意接種から定期接種に変更され、接種料金が無料（公費負担）となりました。

●対象者 令和2年8月1日以降に生まれたお子さん

●接種期間および接種回数

| ワクチンの種類 | 接種期間 | 接種回数 |
|--------------------|-----------------|--------------------|
| ロタテック (5価ワクチン) | 生後6週から 32週まで | 27日以上の間隔を あけて3回 |
| ロタリックス (1価ワクチン) | 生後6週から 24週まで | 27日以上の間隔を あけて2回 |

※初回接種は、14週6日までに受けてください。

●接種医療機関

| 医療機関 | 電話番号 |
|-------------|---------|
| みつおかクリニック | 58-5010 |
| たけの子クリニック | 25-3341 |
| ふじわら医院平生診療所 | 25-3615 |

※町外の医療機関でも接種できますので、町保健センターまたはかかりつけの医療機関にご確認ください。
※ワクチンの準備等のため、事前に医療機関へ連絡し、予約をしてください。

圃町保健センター ☎56-7141

平生町フォトコンテスト 11月 6日まで

平生の魅力を再発見し、未来へつなげるフォトコンテストを開催！
どなたでも応募できますので、カメラやスマートフォンなどを持って町内を散策し、まちの魅力を再発見してみませんか。
このフォトコンテストは、「第五次平生町総合計画」の策定の一環として行い、作品については、総合計画などに掲載します。

副賞(金額相当の品)

| | | |
|-----|----|-----|
| 最優秀 | 1名 | 3万円 |
| 優秀 | 2名 | 1万円 |
| 優良 | 2名 | 5千円 |

応募テーマ

平生町のいいところ！
人物、風景、イベント、歴史、食べ物
町内で撮影したものであればOK！！

応募資格

町内、町外問わず、どなたでも

応募規定

- ・2019年1月1日以降に撮影者本人が町内で撮影
- ・未発表で、1人3点まで
- ・肖像権や著作権の了承を得ていること

写真規格

- ・加工、合成等の修正をしていないもの
- ・デジタル：JPEG形式／5MB以内
- ・プリント：四つ切(A4)程度

応募方法

応募用紙を添付して、次の方法で応募してください。
応募用紙は、広報8月号に掲載しています。町ホームページからもダウンロードできます。

- ・メールに写真を添付
- ・CD-R等の電子記録媒体に写真を保存し郵送、持参
- ・プリントした写真を郵送、持参

注意事項

- ・著作権は撮影者に帰属しますが、使用权は町に帰属
- ・総合計画および他の媒体に使用(入賞作品以外も)
- ・撮影者の氏名を公表
- ・作品の返却はいたしません

応募・問合せ先

〒742-1195
山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1
平生町役場 地域振興課 ☎0820-56-7120
メール：machi@town.hirao.lg.jp



まちの話題

オリーブ栽培講習会

9月5日 阿多田オリーブパーク

地域おこし協力隊の宮崎隊員が講師となり、オリーブの栽培講習会を開催しました。

参加者17名に対して、オリーブに関する病気や害虫対策について講義と実技指導を行いました。みなさん熱心に説明を聞いて、日ごろ不明に思っていることなどをいろいろと質問されていました。11月にオリーブ料理教室を開催する予定です。ぜひご参加ください。



新たな教育委員に いまむらふじの 今村富士乃さん

教育委員の村川真弓さんが任期満了(9月30日)に伴い退任され、後任として民生委員・児童委員の今村富士乃さんが、議会の同意を得て、町長から教育委員に任命されました。

教育委員の任期は4年で、月1回の定例会で教育行政の重要事項や基本方針を審議・決定します。



ご長寿おめでとうございます

町では、本年度100歳を迎える方々と最高齢の方に記念品などをお渡しし、長寿をお祝いしました。このたびの町内最高齢者および対象者の方々は、次のとおりです。

【最高齢者/105歳】

堀 フミさん

【100歳の方々】(順不同)

林 秋子さん 中原 キヌエさん

鼓 菊江さん 廣井 トシコさん

福谷 ヨシコさん 永木 次郎さん

長田 静枝さん 久保 マスエさん

久保 テル子さん



安全でおいしい 水道水

平生町では、田布施・平生水道企業団による田布施浄水場と、小瀬川を源流とする弥栄ダムからの柳井地域広域水道事業による受水によって、みなさんへ「安全でおいしい水道水」を供給しています。

圃田布施・平生水道企業団 ☎52-2400

安全でおいしい！

水道水は、浄水場では24時間監視、蛇口では残留塩素検査などを毎日行い、法に基づくさまざまな検査により水質を厳しくチェックしています。

冷やしておいしい！

水は、体温マイナス20℃でおいしく感じると言われています。お茶やジュースを冷やすように、水道水も冷蔵庫や氷で冷やして飲んでみてください！

カルキ臭が気になるときは…水道水にレモン汁を入れたり、水を煮沸することで、水道水中の塩素が減って、よりおいしく飲むことができます。

【注意】塩素がなくなると、細菌が繁殖しやすくなりますので、なるべく早く飲むようにしてください。

井戸水から水道へ

現在、井戸水を利用している家庭などでは、井戸水が周囲の環境から汚染されていないかどうか、1年に1回程度の水質検査を行うなど、井戸の所有者が十分な管理を行う必要があります。水道を利用できる地区であれば、飲み水には「水道水」をおすすめします。

【井戸水の水質検査に関する問合せ先】

柳井健康福祉センター ☎22-3631

井戸水

▷定期的な水質検査が必要。▷停電やポンプの故障で水が出ない。▷砂が入り、ボイラーなどの故障や水の濁りが発生する。

水道水

24時間いつでも安全で衛生的な水が利用できる。



平生町の旬な情報満載!!

ひらおファンクラブ フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/hiraofanclub>



よろしくネ!



作ってみんさい 食ってみんさい

平生町食生活改善推進協議会
事務局 町保健センター

サケとアサリのアクアパッツァ

アクアパッツァは、魚介類をトマトやオリーブオイルなどとともに水で煮込んだイタリア料理です。

アサリの旨み成分であるタウリンには、血液中のコレステロール値を低下させ、肝臓における解毒機能の向上に効果があり、動脈硬化の予防にも有効とされています。

材料 4人分

| | | | |
|-------|------|--------|---------|
| サケ | 4切 | ヒラタケ | オリーブオイル |
| 塩 | 少々 | 1/2パック | 大さじ2 |
| アサリ | 200g | 白ワイン | 水 1カップ |
| プチトマト | 8個 | 大さじ4 | パセリ 適量 |
| ニンニク | 1片 | 塩こしょう | 適量 |

作り方

1. サケに塩をふって5分置く。ニンニクはみじん切り、プチトマトは半分に、ヒラタケは食べやすい大きさに切る。
2. フライパンにオリーブオイルを熱し、サケの水分をペーパータオルでふき取って皮目から中火で焼き、裏返して両面焼く。
3. 弱火にしてニンニクを加え、香りが出たら、アサリ、プチトマト、ヒラタケ、水、白ワインを加えて中火にする。
4. 沸騰してきたら、蓋をして弱火で5分蒸す。
5. スープを味見して、塩こしょうで味をととのえる。
6. 器に盛り、パセリを散らす。

こころに関する相談窓口

つらいとき、不安なとき、誰かに自分の気持ちを聞いてもらいませんか？

【心の健康電話相談】

心の健康全般に関する相談電話です。

【電話番号】083-901-1556

【開設日時】 月～金（祝日・年末年始を除く）
9:00～11:30、13:00～16:30

【いのちの情報ダイヤル“絆”】

「生きることがつらい」と悩んでいる人やそのご家族の相談電話です。

【電話番号】083-902-2679（専用回線）

【開設日時】 月～金（祝日・年末年始を除く）
9:00～11:30、13:00～16:30

山口自死遺族の集い クローバー

大切な人を自殺で亡くされたご遺族が、体験や想いを安心して語り合いわかちあう場です。

●日時 毎月第3土曜日（8・12月を除く）
13:30～15:30（受付 13:00～）

●場所 山口県福祉総合相談支援センター
（山口市吉敷下東4丁目17番1号）

●参加費 茶菓子代 200円
※初めての人は、電話でお問い合わせください。
〒750-0001 山口県精神保健福祉センター
☎083-902-2672

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 ☎56-2310 【開館時間】9:00～17:15

【休館日】10月…19日、26日、31日（月末整理日）
11月…2日、9日、10日（蔵書点検のため臨時休館）

【ホームページ（予約・検索可）】<http://www.library.town.hirao.lg.jp>

図書館 だより



New 一般書

発達障害チェックノート
福西勇夫 著

お弁当サンド
若山曜子 著

えにし屋春秋
あさのあつこ 著

我々は、みな孤独である
貴志裕介 著

帝都争乱
今野敏 著

New 児童書

めいたんていサムくん
那須正幹 作

ムーミン谷のおはなし
トーベ・ヤンソン 原作

だれかなあ？
みやにしたつや 作・絵

ゾウともだちになったきつちゃん
あべ弘士 絵

しょうぼうしのくまさん
フィービ・ウォージントン さく・え

話題の窓

推し、燃ゆ

宇佐見りん（河出書房新社）

ままならない人生を引きずり、祈るようにアイドル上野真幸を推すあかり。ある日、真幸がファンを殴って炎上し…。デビュー作「かか」が三島賞候補になった21歳の第2作。『文藝』掲載を単行本化。



現在、国内では2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。がんは誰もがかかる可能性のある身近な病気です。がんの早期発見・早期治療のために、がん検診を受けて自分のからだを守りましょう。

今年には新型コロナウイルス感染症の影響で、検診の受診を控えている人もいます。しかし、がんは自覚症状がないまま1年であつという間に進行する可能性がります。「自分は大丈夫」と過信せず、がんの早期発見のため、必ず年に1度は検診を受けましょう。町では、10月26日、27日、29日に集団検診を行います。希望者は町保健センターまでお申し込みください。



こんにちはは保健師です
町保健センター
☎(56)7141
子育て世代包括支援センター
カンガールーム ☎(25)1884



| | 集団検診 | 個別検診 |
|------|--|--|
| 日時 | 10月26日、27日 8:30～11:30 | 令和3年3月31日迄 |
| 場所 | 平生まち・むら地域交流センター | 委託医療機関 |
| 健診名 | 【がん検診】 胃、大腸、肺・結核、乳、子宮頸、前立腺 ※子宮頸がんは、27日のみ 【その他】 若者健診、国民健康保険特定健康診査、後期高齢者医療制度健康診査、生活保護健康診査、協会けんぽ被扶養者の健康診査 | 【がん検診】 乳、子宮頸、前立腺 【その他】 肝炎ウイルス検診、国民健康保険特定健康診査、後期高齢者医療制度健康診査、生活保護健康診査 |
| 申込方法 | 町保健センターへの電話、メール、申込書の持参・郵送で受け付けています。町ホームページからも申し込みできます。 | |
| 申込期限 | 10月19日 ※申込期限後も申込受付できる場合があります。 | 令和3年3月31日迄 |

※検診会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に努めています。
※今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止または延期する場合があります。

税務署からのお知らせ 関光税務署 ☎0833-71-0166（自動音声に沿って「2」を選択）

●源泉所得税の年末調整説明会について

例年実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止します。なお、年末調整に関する一般的なご相談は、電話相談センターへお問い合わせください。

【電話相談センターへの電話】

- ①0833-71-0166に電話
- ②自動音声に沿って「1」を選択

●税務署でのご相談は事前予約をお願いします

税務署でのご相談・申告手続きを希望する人は、納税者の利便性の向上および感染症拡大防止の観点から、事前に電話で相談日等の予約をお願いします。

【事前予約の方法】

- ①0833-71-0166に電話
- ②自動音声に沿って「2」を選択
- ③「相談の予約をしたい」と伝える

休日や平日夜間の医療案内

柳井地域休日夜間応急診療所
[柳井市中央1丁目5番3号]
☎22-9001 (診療時間内のみ)

※応急的診療のため、専門的な診療や検査を受けられない場合があります。
※受付は診療終了時間の30分前までです。



| 区分 | 診療日 | 診療時間 |
|----|-------------------|-------------|
| 休日 | 日曜日・祝日、盆(8月15日) | 9:00~12:00 |
| 昼間 | 年末年始(12月30日~1月3日) | 13:00~17:00 |
| 平日 | 月~金曜日 | 19:00~22:00 |
| 夜間 | ※休日・土曜日の診療はありません | |

月間火災・救急発生状況 月間交通事故発生状況

| 8月 | 火災 | | | 救急 | 8月 | 発生件数 | | | |
|----|----|----|-----|-----|----|------|-----|-------|-------|
| | 建物 | 山林 | その他 | | | 人身 | 物損 | 死者(人) | 傷者(人) |
| 管内 | 1 | 0 | 2 | 318 | 管内 | 16 | 150 | 0 | 19 |
| 町内 | 0 | 0 | 0 | 46 | 町内 | 2 | 13 | 0 | 2 |

資料：柳井地区広域消防組合

資料：柳井警察署

日本赤十字社平生町分区からのご報告とお礼

日本赤十字社平生町分区に寄せられた令和2年度の会費・募金額(9月末現在)は1,832,000円でした。ご協力、ありがとうございました。この会費等は日本赤十字社山口県支部を通じて、災害救護やボランティア活動、医療福祉などに役立てられます。

なお、会費・募金は随時、受け付けておりますので、一層のご支援ご協力をお願いします。

〒日本赤十字社平生町分区(町役場町民福祉課内)
☎56-7113

| まちの人口 | 世帯数 | 5,509 | 世帯(-) | 8 |
|------------|-----|--------|-------|----|
| 8月31日現在 | 人口 | 11,632 | 人(-) | 20 |
| 住民基本台帳記載人口 | うち男 | 5,506 | 人(-) | 4 |
| ()：前月対比 | 女 | 6,126 | 人(-) | 16 |

柳井健康福祉センター相談日

(山口県柳井総合庁舎/☎22-3631)

- 骨髄バンク登録検査《要予約(前日まで)》
11月11日 9:00~10:00
- B・C型肝炎抗体検査《要予約(前日まで)》
11月11日 10:00~10:30
- 風しん抗体検査《要予約(前日まで)》
11月11日 10:30~11:00
- HIV抗体検査《要予約(前日まで)》
※当日検査結果がわかります
11月11日 13:30~15:30
- 心の健康相談《要予約(1週間前まで)》
11月17日 13:00~14:00
- 思春期・ストレス相談《要予約(前日まで)》
11月27日 10:00~15:00

人権行政相談 ※相談無料・秘密厳守

次回 11月9日(月)

相談日 毎月第2月曜日(休日の場合は翌日)
時間 10:00~(平生まち・むら地域交流センター)
(場所) 13:00~(佐賀地域交流センター)
相談員 人権擁護委員、行政相談委員
相談内容 人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談ならびに意見や要望などについて

10月の納税 納期限 11月2日

| | |
|------------|-----|
| 町県民税 | 第3期 |
| 国民健康保険税 | 第4期 |
| 介護保険料 | 第4期 |
| 後期高齢者医療保険料 | 第4期 |

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

〒町役場税務課(町税) ☎56-7114

〒町役場健康保険課(保険料) ☎56-7115

みなさんの安心相談ダイヤル

| 山口県新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル | おとなの救急医療電話相談 | こどもの救急医療電話相談 | こころの救急電話相談 |
|--------------------------------------|--|---|--|
| ☎083-902-2510 [毎日24時間] | ☎#7119 [毎日24時間] または 083-921-7199 | ☎#8000 [毎日19:00~翌8:00] または 083-921-2755 | ☎0836-58-4455 [24時間対応] |
| 内容 新型コロナウイルス感染症に関する症状や感染予防、検査方法など | 内容 急病やケガで、救急車を呼ぶか医療機関に行くか迷ったとき(15歳以上) | 内容 夜間、子どもの急病やケガでお困りのとき(15歳未満) | 内容 精神科受診など早急な対応に関すること(うつ病やひきこもり、自殺願望など) |

わが家のアイドル

このコーナーでは、広報発行月に満1歳を迎えるお子さんを対象にご紹介しています。次号の掲載を希望される人は10月23日(金)までに地域振興課または保健センターまでご連絡ください。

電子メールでも受け付けています。詳しくは町ホームページをご覧ください。
<http://www.town.hirao.lg.jp/bosyu/idol.html>



子育て支援情報満載！ すくすくひらおっ子ブログ SAY HELLO!

小さいお子様の関係する行事
予定がいつでも見られるよ！

町役場などからのお知らせ
もあります！

すくすくひらおっ子ブログ SAY HELLO!
<http://sayhellohirao.lekumo.biz/>



正しい知識で安心な消費生活

〒柳井地区広域消費生活センター ☎22-2125

災害に便乗した悪質商法に注意！

相談

台風の後、突然家に訪問してきた業者から「保険を使えば無料で修理できるから、今すぐに契約してほしい」と言われた。すぐに契約してもよいだろうか。

アドバイス

業者から「保険が使えるので負担はない」、「保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。

ワンポイント

台風など災害時には、それに便乗した悪質商法等のトラブルが発生することがあります。「家を点検する」と言って、不必要な工事を契約させられたというケースも報告されています。

また、業者の勧めにより、うその理由で保険金を請求することは詐欺に該当する場合もあるため注意が必要です。

契約を迫られても被害の状況を確認し、修理が必要な場合は、慌てず複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。また、保険の適用対象となるかを加入している保険会社に必ず確認しましょう。

困ったときは、早めに柳井地区広域消費生活センターに相談してください。

柳井警察署だより

狩猟に伴う事故防止

狩猟期間は、11月1日から来年の3月31日までの間です。

この期間中、ハンターが山間部等において猟銃を使用して狩猟を行っています。

ハイキングや山仕事等で山中に入る人へのお願い

●ハンターから獲物と見間違われぬよう、赤や黄色など目立つ色の服装で出掛けましょう。

●鈴や携帯ラジオなど、音が出るものを携行しましょう。これはハンターに自分の位置を知らせたり、この時期、活動が活発となるクマが近寄って来るのを防ぐ効果もあります。

ハンターの人へのお願い

●猟銃等を発射する際は、獲物だけに気を取られずに、周囲の安全を十分に確認してください。

●「ガサガサ」という物音だけで、獲物と思い込んで発射することは絶対に避け、獲物であることを確実に目で確認してください。

●実包の装填は、発射の直前までしないでください。

●銃を持ち出した場合は、銃から絶対に目を離さず、確実な管理を行ってください。



〒柳井警察署 ☎23-0110

Information

情報伝言板

じょうほうでんごんばん

試験・募集

相続登記は次世代へのつとめです

不動産（土地・建物）の登記名義人（所有者）がお亡くなりになったときは、不動産の所在地を管轄する法務局に相続登記（名義変更）の申請が必要です。長期にわたり相続登記をしないままだと、「相続」が「争続」になってしまったり、再開発や公共事業が進まない、空き家の管理・利活用ができないといったトラブルが発生するおそれがあります。

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも、未来につながる相続登記をしませんか。

法務局では、予約制で登記手続きに関する相談を受け付けています。詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。

【法務局ホームページ】
<http://hounukyokumojigo.jp/yamaguchi/>
山口地方法務局柳井出張所
☎(22) 1198

完全予約制 障害者就職面接会

障がいがある方々を対象に、就職面接会を開催します。

●日時 10月23日(金) 午後1時～3時30分
●場所 山口県柳井総合庁舎
●主催 厚生労働省山口労働局、柳井公共職業安定所
●お問い合わせ 柳井ハローワーク柳井
☎(22) 2661

笑いヨガ講座

厚生労働省山口労働局委託 高齢者活躍人材確保成事業
笑う動作の体操とヨガの呼吸法を組み合わせた新しい健康法です。みんなで笑って、体と脳をスッキリさせましょう。

●日時 11月12日(木) 午後1時～3時30分
●場所 柳井クルーズホテル
●対象 柳井市、田布施町、平生町在住の60歳以上の入会者
●受講料 無料
●募集人員 先着30名(要申込)
●申込開始 10月13日(火)から
※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

労働保険に加入しましょう

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

労働者を一人でも雇用する事業主には、法人・個人・業種・規模を問わず、労働保険（労災保険・雇用保険）への加入が義務づけられています。まだ加入していない場合は、すみやかに加入の手続きをしてください。

労災保険、雇用保険の役割は、次のとおりです。

【労災保険】業務上または通勤途上による労働者の負傷、疾病、障がいまたは死亡に対する給付
【雇用保険】失業給付、雇用継続給付、教育訓練給付等、労働者の職業の安定、労働者の能力の開発および向上等を図る
【労災保険について】
●山下松労働基準監督署
☎0833(41) 1780
【雇用保険について】
●柳井公共職業安定所
☎(22) 2661

山口県動物愛護センターからのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、山口県動物愛護

センターで行われる「犬・猫の譲渡会」や「子犬のしつけ方教室」については、事前に日時等を予約の上、個別に対応いたします。皆様のご協力をお願いします。詳細については、お問い合わせまたはホームページをご覧ください。

【山口県動物愛護センターホームページ】
<http://www.doubtugaipre.yamaguchi.lg.jp/>

山口県動物愛護センター
☎083(973) 8315

相談

多重債務・相続登記等・空き家問題
無料電話相談会

●日時 11月7日(日) 午前10時～午後3時
●相談受付電話番号
☎0120(003) 821

●相談内容 多重債務問題（クレジット・キャッシング等）、相続問題（相続登記等）、空き家問題（管理処分、雑草・悪臭等の生活環境被害等）などについて、手続きの説明や司法書士事務所を紹介など、問題解決に向けてのアドバイスをいたします。

山口県青年司法書士協議会（相談会担当：松葉）
☎083(976) 8720

10月は循環型社会形成推進月間です

3Rで地球にやさしい生活を

「3R（スリーアール）」は循環型社会の形成を推進するためのキーワードです。家庭でできるちょっとしたことから、地球にやさしい生活をはじめましょう。

3Rとは

- Reduce (リデュース)** 物を大切に使う、ごみを減らそう
- Reuse (リユース)** 繰り返し使う
- Recycle (リサイクル)** 再び資源として利用しよう

家庭でできる3Rの取り組み

- 必要なものだけ買いましょう
- 過剰な包装は断りましょう
- 買い物にはマイバッグを持参しましょう
- 詰め替えできる商品を選びましょう
- ごみを正しく分別しましょう
- 再生して作られた製品を利用しましょう

Net119緊急通報システム

柳井地区広域消防組合では、11月1日から、聴覚・言語機能に障がいのある人が、スマートフォン等により緊急通報が行える「Net119緊急通報システム」の運用を開始します。

利用する際は、登録（11月1日から登録開始）が必要です。

詳しくは、柳井地区広域消防組合ホームページをご確認ください。または、電話、ファクスおよびメールにてお問い合わせください。

柳井地区広域消防本部警防救急課
☎22-0040 / FAX 22-7847
メール shirei@yanai119.jp
ホームページ <http://www.yanai119.jp>



危険な空き家の解体費用を補助します

町民の安全安心と良好な生活環境を確保するため、老朽化による倒壊や一部崩落などのおそれがあり一定の要件を満たす危険な空き家の解体に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。



対象となる空き家の要件や補助を受けるために必要な事項などについては、町ホームページをご覧ください。

●募集件数 2件
※一定の要件を満たす空き家を危険な空き家として先着順に認定し補助対象とします。認定件数が募集件数に達した場合は、募集期間内でも受付を終了します。

●募集期限 11月20日(金)まで
●補助金額 補助対象となる解体工事費の3分の1（上限30万円）
※国が定めた算定基準により、補助金額が変更となる場合があります。
☎町役場産業課 生活環境班 ☎56-7117

イベント・行事中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次のイベント・行事は中止となりました。詳しくは各問合せ先にお問い合わせください。

- 秋の文化行事（例年開催時期 11月）
生涯学習表彰式／総合文化展／ふれあいコンサート／町民音楽祭
- 青少年健全育成推進大会（例年開催時期 11月）
☎町教育委員会 ☎56-6083
- 人権週間のつどい ひらお（今年度開催予定 12月）
☎町役場総務課 ☎56-7111

< 以下は広告欄です >

< 以下は広告欄です >

まちのカレンダー

10 月

- 16☎ もの忘れ相談
[13:30 / ふれあいまちづくりセンターあいあむ]
- 17☎ パパママスクール [13:30 / 保健センター]
- 18☎
- 19☎
- 20☎ 育児学級 [10:00 / 保健センター]
- 21☎ ころこの健康相談・いこいの場
[13:30 / 保健センター]
- 22☎
- 23☎
- 24☎ 陶芸教室 [14:00 / 豎ヶ浜☒]
- 25☎
- 26☎ がん検診・健診 [8:30 / 平生まち・むら☒]
- 27☎ がん検診・健診 [8:30 / 平生まち・むら☒]
認知症カフェあいあむ
[13:30 / ふれあいまちづくりセンターあいあむ]
- 28☎ 町長と語る会（要予約） [18:00 / 町役場町長室]
- 29☎ 男性の生活習慣病予防教室 [13:30 / 保健センター]
- 30☎ 特設人権行政相談
[10:00、13:00 / 平生まち・むら☒]
- 31☎

11 月

- 1☎ マイナンバーカード休日窓口（要予約）
[9:00 ~ 12:00 / 町役場町民福祉課]
- 2☎
- 3☎ 文化の日
- 4☎
- 5☎ 1歳6か月児健康診査 [13:20 / 保健センター]
- 6☎
- 7☎
- 8☎
- 9☎ 人権行政相談
[10:00 / 平生まち・むら☒、13:00 / 佐賀☒]
- 10☎
- 11☎ 離乳食学級 [9:30 / 保健センター]
- 12☎
- 13☎
- 14☎ 陶芸教室 [14:00 / 豎ヶ浜☒]
- 15☎

※予定表のため、変更とある場合があります。

平生町民憲章

- わたくしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。
- わたくしたち 平生町民は
- 1 自然を大切にし 環境をととのえ 美しいまちをつくります
 - 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくります
 - 1 思いやりと 感謝の心もち 温かいまちをつくります
 - 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
 - 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります

健

やかなまちをつくります

標語・ポスター

※学校名・学年は受賞時令和元年度のものです。

標語最優秀作品

スポーツで心と体と絆をつくり
笑顔あふれる平生町

平生中学校1年 森口 太智

ポスター最優秀作品



佐賀小学校5年 山本 果歩

